

# 国立大学法人東京医科歯科大学電気工作物保安規程

平成 22 年 10 月 1 日  
規 程 第 1 0 号

## (目的)

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

## (他の法令との関係)

第 2 条 本学の電気工作物の保安に関しては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

## (保安業務組織)

第 3 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在並びに電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を執行するための組織構成は、次に定めるところによる。

(1) 保安業務総括管理者 学長

(2) 法令及びこの規程に基づく保安業務監督者 主任技術者

2 主任技術者は、本学の職員で主任技術者の免状の交付を受けている者のうちから学長が選任する。ただし、本学職員をもって充てることが困難な場合には、校舎等建物の管理を委託した管理会社の従業員に主任技術者の業務を委託することができる。この場合において、受託者には本規程中の主任技術者に関する規定を準用する。

第 4 条 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別表第 1 による。

## (管理者の義務)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 1 号の保安業務総括管理者（以下「管理者」という。）は、電気工作物に係る保安上次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を尊重するものとする。

(1) 年度計画に関する事項

(2) 重大な事故に関する事項

(3) 災害対策に関する事項

(4) 電気工作物の建設工事の計画に関する事項

2 管理者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係ある場合

には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。

- 3 管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

#### (主任技術者の職務)

第6条 主任技術者は、管理者を補佐し、保安監督の業務を処理する。

- 2 主任技術者の保安監督の業務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物に係る保安教育に関する事。
- (2) 電気工作物の工事に関する事。
- (3) 電気工作物の保守に関する事。
- (4) 電気工作物の運転操作に関する事。
- (5) 電気工作物の災害対策に関する事。
- (6) 保安業務の記録に関する事。
- (7) 保安用器材及び書類の整備に関する事。

- 3 主任技術者は、電気工作物に係る保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

#### (従事者の義務)

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者からの保安のためにする指示に従わなければならない。

#### (主任技術者不在時の措置)

第8条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務を代行する者（以下「代務者」という。）を指名しておくものとする。

- 2 代務者は、主任技術者が不在時に主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

#### (主任技術者の解任)

第9条 学長は、主任技術者が次の各号の一に該当する場合には、解任することができるものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、保安の確保上不相当と認められたとき。
- (2) 法令又はこの規程に違反し、又はその職務を怠り、保安の確保上不相当と認められたとき。

#### (保安教育及び訓練)

第10条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する職員に対し、必要な技能に関する教育を行うとともに災害その他電気事故が発生した場合の措置等について必要に応じ指導し訓練を行わなければならない。

(工事の計画及び実施)

- 第11条 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、主要な補修工事又は改良工事について計画し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ管理者の承認を求めなければならない。
- 2 工事の実施に当たっては、当該工事の内容に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者がこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

(法定事業者検査)

- 第12条 管理者は、法令に基づく使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査(以下「法定事業者検査」という)に関し、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果を5年間保存しなければならない。

(巡視、点検、測定)

- 第13条 保安業務のための巡視、点検及び測定の基準は別表第2により行うものとする。
- 2 主任技術者は、巡視、点検及び測定を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を経てこれを実施するものとする。
- 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時中止し若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持しなければならない。

(事故発生の防止)

- 第14条 主任技術者は、事故その他異常事態が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密点検を行い、その原因を究明するとともに再発防止に遺漏のないよう措置しなければならない。

(運転又は操作)

- 第15条 電気工作物の運転及び操作に当たっては、機器の性能及び取扱い方法を熟知し、常に安全確実に行わなければならない。
- 2 主任技術者は、電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次に掲げる事項について定めておかななければならない。
- (1) 平常時及び事故発生時における運転又は操作順序及び運転方法並びに指揮命令系統及び連絡系統

- (2) 東京医科歯科大学発電所（以下「発電所」という。）、受配電室及び電路等における監視
  - (3) 軽微な事故の修理、使用停止又は使用制限等の応急措置並びに報告又は連絡要領
  - (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法
- 3 前項の操作の順序及び方法、連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、発電所及び受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 4 しゃ断器、開閉器その他必要なものについては、別に電力会社との間に締結しているところによる。

（発電所の長期間運転停止）

第16条 発電所の運転を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全を図るものとする。

- (1) 本体その他主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。
- (2) 燃焼装置内の残ガスの処理を確実にし、災害発生を未然に防止する。
- (3) 週に一度クランク軸のターニングを行い、異常のないことを確認する。

（運転の再開）

第17条 発電所の運転を相当期間停止の後、運転を再開する場合は、所定の点検を行い、無負荷にて試運転を行った後徐々に負荷をかけて常態確認を行うことにより、保全の確保に万全を期するものとする。

（防災体制）

第18条 非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置がとられるよう次に掲げる事項についての体制を整えておくものとする。

- (1) 指揮命令系統及び連絡系統
- (2) 予防対策及び機材の整備

第19条 主任技術者は、災害発生時において電気工作物に係る保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められたときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

（記録）

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第3から別表第6に定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。

- 2 電気工作物のうち、変圧器、しゃ断器等の主要電気機器については、前項に定めるもののほか、その保守記録を別表第7に定めるところにより記録するとともに、その機器

の使用期間中保存しなければならない。

(責任の分界点)

第21条 電気工作物の保安上の責任の分界点は、電気事業者との間に締結された「電気需給契約書」による。

2 発電所と需要設備の分界点は、医科B棟地下4階電気室内設置の高圧配電盤内断路器電源側端子とする。

(需要設備の構内)

第22条 本学の需要設備の構内は、別表第8のとおりとする。

(危険の表示)

第23条 主任技術者は、発電所、変電室及びその他高圧電気工作物が設置されている場所で危険のおそれのあるところには、注意を喚起するため適宜表示しておかなければならない。

(測定器具類の整備)

第24条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第25条 主任技術者は、電気工作物の増設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱い説明書等については、必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第26条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書又はその写しを、必要期間保存しなければならない。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、電気工作物に係る保安について、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

2 国立大学法人東京医科歯科大学電気工作物保安規則(平成16年規則第180号)は、廃止する。

附 則(平成23年4月15日規程第5号)

この規程は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規程第5号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月6日規程第9号）

この規程は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規程第4号）

この規程は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月9日規程第3号）

この規程は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規程第7号）

この規程は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年5月21日規程第3号）

この規程は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月14日規程第4号）

この規程は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規程第9号）

この規程は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規程第6号）

この規程は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年10月18日規程第7号）

この規程は、平成29年10月18日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日規程第4号）

この規程は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月3日規程第4号）

この規程は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月22日規程第8号）

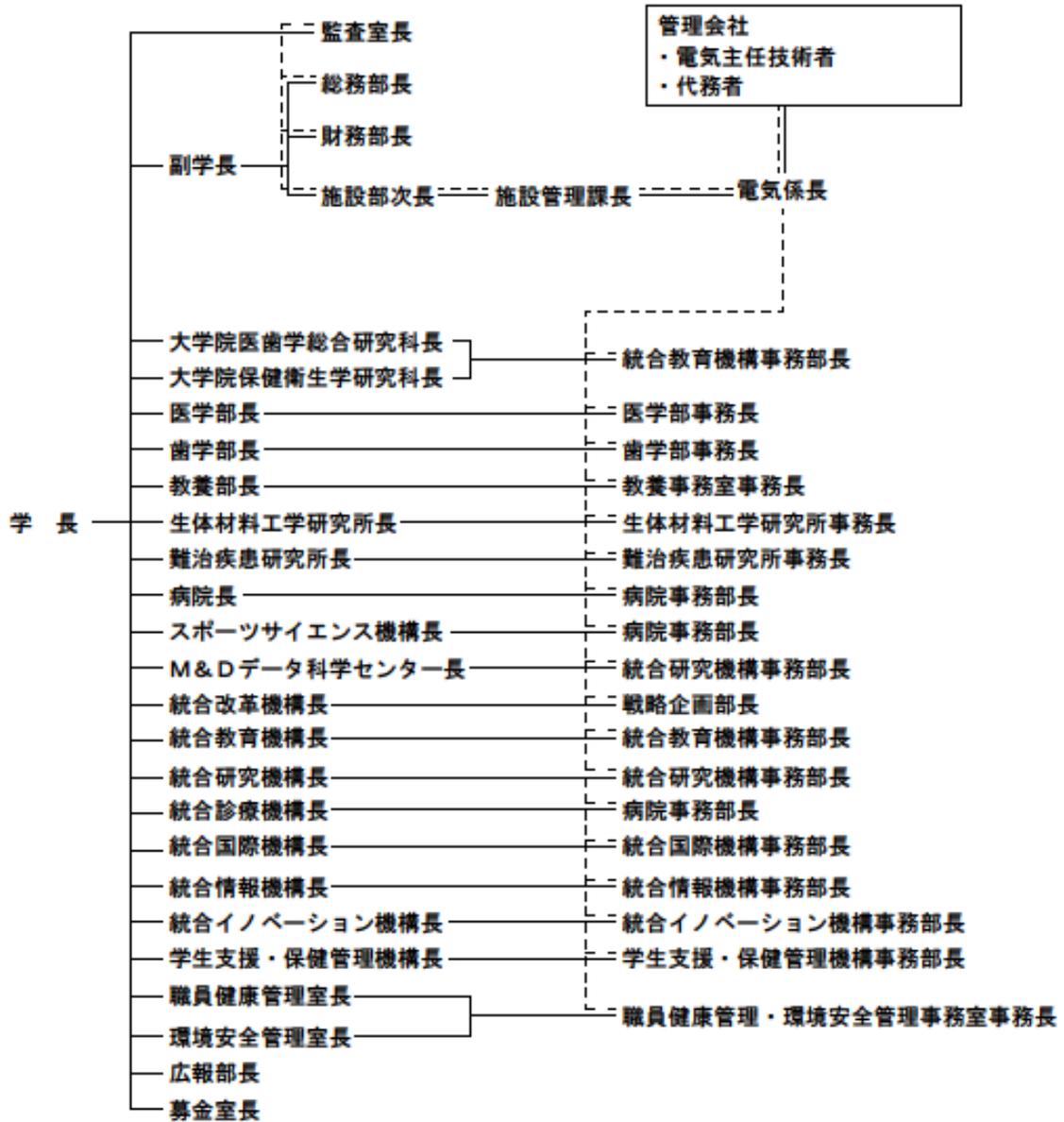
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

### 電気保安組織表



(注) (1) ————— は、指揮命令系統を示す。  
 (2) - - - - - は、連絡系統を示す。

別表第 2(第 13 条関係)

保安業務のための巡視、点検及び測定 of 基準

対象		項目		日常巡視点検手入			定期点検手入			精密点検手入			測定	
		No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
受電設備	C   G 外部	1	1週間	錆の発生	1	2年	外部取付ボルトの締付状態	1	10年	左記項目及び必要事項				
		2	1ヶ月	外観異常		2年	接地端子類の締付状態							
	S 本体							1	必要の都度	遮断部点検(コンタクト、ノズル取替)				
		2						2	必要の都度	吸着剤取替				
		3						3	必要の都度	避雷器、外観アース線				
ガス系統	一般	1	1日	ガス圧、気温	1	2年	ガス補給口、メクラブタチェック	1	10年	左記事項及び必要事項				
					2	2年	ガス漏れチェック							
	温度補償圧カスイッチ										1	6~12年	温度補償圧カスイッチの動作テスト	
ガス絶縁開閉装置	本体	1	1週間	外観点検、汚損、亀裂、過熱、発錆	1	3年	ボルト、ネジ類のゆるみの有無	1	12年	外部取付ボルトの締付状態	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	異常音、異臭の発生	2	3年	圧力計の確認	2	12年	必要により吸着剤の交換	2	1年	接地抵抗測定	
		3	1週間	ガス圧の確認	3	1年	ガス漏れ点検	3	12年	必要によりオリングの交換	3	必要の都度	ガスリーク測定	
		4	1週間	その他必要事項	4	1年	接地線接続部点検	4	12年	必要により塗装	4	6年	温度補償圧力開閉器動作値測定	

	断路器、開閉器	1	1週間	開閉表示器、開閉表示ランプの表示確認	1	3年	ボルト、ネジ類のゆるみの有無	1	6年	ボルト、ネジ類のゆるみの有無	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	動作回数計の確認	2	3年	操作機構可動部の異常の有無	2	6年	操作機構可動部の異常の有無			
		3	1週間	異常音、異臭の発生				3	12年	必要により接点の交換			
	遮断器	1	1週間	開閉表示器の表示確認	1	3年	ボルト、ナット類のゆるみの有無	1	6年	ボルト、ナット類のゆるみの有無	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	動作回数計の確認	2	3年	電磁弁弁座の異常の有無	2	6年	電磁弁弁座の異常の有無	2	1年	開閉極時間測定(本体)
		3	1週間	異常音、振動の確認	3	3年	操作機構可動部の異常の有無及び注油	3	6年	操作機構可動部の異常の有無及び注油	3	6年	油圧力開閉器動作値測定
		4	1週間	ガス圧の確認	4	3年	補助接点、動作回数計、開閉表示器の点検	4	6年	補助接点、動作回数計、開閉表示器の点検	4	1年	最低動作電圧測定
		5	1週間	油圧の確認	5	3年	操作用リレーの異常の有無	5	6年	操作用リレーの異常の有無			
					6	3年	異常音、振動の確認	6	6年	異常音、振動の確認			
							7	必要の都度					
	その他				1	1年	制御配線その他低圧配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線						
					2	1年	接地線接続部点検						
C   機 構 一 般	操作機構一般	1	1日	開閉表示指示の異常	1	2年	制御回路配線端子の締付状態	1	10年	左記項目及び必要事項	1	1年	絶縁抵抗測定

I S 操 作 機 構				2	2年	スペースヒーターの断線							
				3	2年	箱内の結線、発錆、漏水のチェック							
				4	2年	扉パッキン異常							
	遮断器操作機構(油圧操作装置)	1	1ヶ月	油漏れ	1	2年	電磁弁弁座の異常の有無	1	必要の都度	油ポンプ分解手入			
					2	2年	操作機構可動部の異常の有無、注油	2	10年	左記項目及び必要事項			
					3	2年	動作回数表示器の異常の有無						
					4	2年	操作音、振動などの異常の有無						
					5	2年	操作用各リレーの異常の有無						
	断路器操作機構(電動操作装置)				1	2年	操作機構可動部の異常の有無	1	10年	左記項目及び必要事項			
					2	2年	操作用各リレーの異常の有無						
	断路器接地開閉器用操作機構(手動操作装置)				1	2年	操作機構可動部の異常の有無、注油等	1	10年	左記項目及び必要事項			

	操作装置連結部 (DS、ES)				1	2年	操作装置連結部の異常の有無、注油	1	10年	左記項目及び必要事項			
	ガス絶縁変圧器						日常巡視点検項目の他			定期点検項目の他本体内部点検手入			
		1	1週間	変圧器のガス温度・ガス圧力	1	3年	ブッシング外観・締付端子締付	1	必要の都度	内部に異常があると判断された場合に実施する	1	異常発生時	巻線の絶縁抵抗測定
		2	1週間	外部からの異常現象の感知	2	6年	巻線絶縁測定	2	必要の都度	防錆塗装	2	異常発生時	巻線抵抗測定
					3	6年	ガス漏れ調査				3	異常発生時	巻線比の測定
					4	6年	ガス圧力計・圧力開閉器のチェック				4	異常発生時	励磁電流測定
					5	6年	タンク・冷却装置外観				5	異常発生時	ガス中の水分量の測定
					6	6年	指示計器・保護継電器				6	3年	誘電正接測定
					7	6年	締付部並びに弁のゆるみ						ガスの成分分析
					8	6年	タンク						
配電設備	断路器	1	1週間	受と刃の接触過熱、変色、ゆるみ	1	1年	受と刃の接触過熱、変色、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	汚損、異物付着	2	1年	フレ止め装置の機能						

遮断器	1	1週間	外観点検、汚損、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	各部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形、ゆるみ	1	6年	遮断速度測定(開極投入時間、最小動作電圧および電流の測定を含む)	1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1週間	指示、点検	2	1年	操作具合、機構	2	6年	真空度測定	2	1年	接地抵抗測定
	3	1週間	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態				3	必要の都度	必要により動作特性
					4	1年	接地線接続部					
母線				1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ						
				3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
配電用変圧器	1	1週間	本体の外部点検、汚損、振動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損	1	5~10年	内部について点検(コイル、接続部リード線、鉄心その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定

計器用変成器	1	1週間	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、音響、ヒューズの異常 その他必要事項	1	1年	外部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
避雷器	1	1週間	外部に損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部に損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
配電盤	1	1週間	計器の異常、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線	1	2年	各部の損傷、過熱、ゆるみ、断線、接触、脱落	1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1週間	操作、切替開閉器などの異常 その他必要事項	2	1年	接地線接続部	2	2年	端子配線符号	2	1年	接地抵抗測定
										3	1年	保護継電器の動作特性
										4	1年	シーケンス試験
電力用コンデンサー及びリアクトル	1	1週間	本体外部点検、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
蓄電池	1	1週間	電圧計確認	1	6ヶ月	架台・外箱の汚れ、損傷	1	1年	実負荷点検	1	6ヶ月	比重測定
				2	6ヶ月	電槽・蓋の亀裂、損傷及び栓体・パッキンの損傷	2	1年	接続部の締付確認	2	6ヶ月	各電池の電圧測定
				3	6ヶ月	負荷容量の変化	3	1年	継電器類の動作確認及び調査	3	6ヶ月	整流器の電圧電流測定

											4	1年	絶縁抵抗測定
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の過熱、損傷、腐食 標識、他物との離隔距離	1	1年	ケーブル腐食、亀裂、損傷				1	1年	絶縁抵抗測定
負荷設備	電動機その他回転機	1	1日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度	1	必要の都度	温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1週間	整流子、刷子集電環	2	1年	各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常	2	必要の都度	温度上昇等を考慮し回転子引出掃除	2	1年	接地抵抗測定
					3	1年	制御装置点検						
					4	1年	接地線接続部						
	照明設備	1	1週間	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ					1年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1週間	開閉器の点検 湿気、塵埃等に注意	1	1年	開閉器、器具の接続				1	1年	絶縁抵抗測定
内燃力発電所	原動機燃料系統	1	1日	ガス漏れ点検	1	6ヶ月	ストレーナ点検	1	1年	ガス遮断弁リークテスト			
		2	1日	ガス圧確認	2	6ヶ月	レギュレータ差圧調整	2	1年	レギュレータ点検			
					3	6ヶ月	点火プラグ点検・調整	3	1年	キャブレター点検			
								4	1年	電気回路の機能			
	潤滑油系統	1	1日	オイルパン油量	1	6ヶ月	潤滑油の状態	1	1年	分解部清掃又は交換	1	必要の都度	油の性状分析

		2	1週間	その他	2 3	6ヶ月 1年	コシ器エレメント点検 主要部点検	2	1年	保安装置の動作点検			
	往復運動部及びクランク軸	1	1日	異音	1	2年	ピストン、クランク部分点検	1	2年	分解部清掃、整備(異常時交換)	1	必要の都度	振動及び騒音の測定
	冷却水系統	1	1日	冷却水ポンプ	1	1年	主要部点検	1	2年	分解部清掃	1	必要の都度	ポンプの分解内部計測
		2	1日	水量点検、補給	2	2年	ポンプのベアリング状態点検	2	必要の都度	ポンプのベアリング(交換)			
		3	1週間	その他									
	調速装置	1	1週間	外観点検	1	1年	主要部点検	1	1年	分解部清掃、調整、整備			
		2	1週間	その他	2	6ヶ月	潤滑油状態						
	過給機系統	1	1週間	エアフィルター 一差圧確認	1	1年	ホイール、シャフト回転具合点検、調整						
		2	1週間	その他									
	始動用空気系統	1	1日	空気圧力の確認	1	1年	コンプレッサー フィルター清掃、オイル状態	1	6年	始動空気減圧弁分解点検			
		2	1週間	空気圧縮機の油量									
発電機	励磁機・発電機	1	1日	異臭、過熱、異音、振動	1	6ヶ月	各部のゆるみ、温度、異音	1	1年	軸受の点検、手入れ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1日	軸受温度その他	2	1年	制御装置の点検	2	1年	本体及び制御盤内の清掃	2	1年	継電器の性能試験

			3	1日	発電機制御盤、各計器指示値	3	1年	通風部の点検	3	1年	保護装置の動作点検	3	必要の都度	シーケンス試験
非常用予備発電設備	原動機	1	1ヶ月	燃料系統からの漏油及び貯溜	1	1年	機関主要部分の分解	1	6年	内燃機関の分解				
		2	1ヶ月	機関の始動停止										
		3	1ヶ月	始動用空気タンクの圧力										
	発電機			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ			電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定	
											2	1年	接地抵抗測定	
											3	1年	継電器試験	
太陽光発電設備	太陽電池	1	1ヶ月	各部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、ゆるみ	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損				1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	各ストリングの電圧、バラツキ				2	1年	開放電圧測定	
	パワーコンディショナ	1	1ヶ月	各部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、音響、振動、異臭	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損				1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1ヶ月	配線の異常、ゆるみ	2	1年	投入阻止時限タイマー動作試験				2	1年	接地抵抗測定	
		3	1ヶ月	表示状況、発電状況	3	1年	接地線接続部点検							

別表第3(第20条関係)

保 修 工 事 報 告 書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 天候 \_\_\_\_\_ 温度 \_\_\_\_\_℃


工 事 件 名 又 は 作 業 名							
停 止 時 間	月 日 時 分より 月 日 時 分まで						
機 械 名 及 容 量 相、型、屋 内 外 番 号、製 造 所 其 他	機 器 名						
	容 量		型 式		定 格 電 圧		定 格 電 流
	相 数		製 造 年 月		製 造 番 号		製 造 社 名
請 求 職 場							
作 業 記 事							
絶 縁 抵 抗 其 他 の 記 録 測 定 器 名							
作 業 者 名 (社 内 社 外)				使 用 資 材 (品 名 数 量)			

(注) 1 絶縁抵抗測定の場合は、使用メガーのV並びに前回測定の分と比較記入すること。

2 1件名1葉のこと。記事は簡単明瞭とすること。





(5) 継電器試験										
年 月 日 天候 温度 °C 湿度 %										
用途	種類	製造者名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	限時特性		結果
					タップ	レバー		200%	500%	
試験回路接続図										
(注)整定値は、試験時の値を記入すること。										
(6) しゃ断器試験										
年 月 日 天候 温度 °C 湿度 %										
用途	トリップ機構			動作状況	備考					
	最小動作電流	整定値								
(7) 制御関係動作試験										
年 月 日 天候 温度 °C 湿度 %										
種別	動作状況	備考	種別	動作状況	備考					

(8) 警 報 装 置 試 験						
年 月 日 天候 温度 °C 湿度 %						
種 別	動作状況	備 考	種 別	動作状況	備 考	

(9) 表 示 装 置 試 験						
年 月 日 天候 温度 °C 湿度 %						
種 別	動作状況	備 考	種 別	動作状況	備 考	

(10) 接 地 抵 抗 測 定									
年 月 日 天候 温度 °C 湿度 %									
試験使用機器		種類		製造者名		型式		No.	
接 地 場 所	種 別	測定値	結 果	備 考	接 地 場 所	種 別	測定値	結 果	備 考

第 2 種接地抵抗許容値 (注) 電力会社に問合せの上記入すること。





自家用発電所運転半期報  
年度 期分

事業者名 \_\_\_\_\_

発電所名 \_\_\_\_\_

原動力の種類 (内燃力) (燃料の種類 )

産業の種類 \_\_\_\_\_

月別	最大出力 (kW)	変更出力 (kW)	発電電力量 (kWh)	所内及び損 失電力量 (kWh)	電気事業者等への送電電力量 (kWh)				特定供給電 力量 (kWh)	自家消費電 力量 (kWh)
					一般電気事業 者	特定規模電気 事業者	その他事業者	合 計		
4月								< >		
5月								< >		
6月								< >		
7月								< >		
8月								< >		
9月								< >		
計								< >		
10月								< >		
11月								< >		
12月								< >		
1月								< >		
2月								< >		
3月								< >		
計								< >		
合 計								< >		

出力変更の要因		運転停止期間及び停止理由	
---------	--	--------------	--

- 備考
- 1 燃料の種類欄には、火力発電に用いた燃料の種類を記載すること。
  - 2 出力の変更等があった場合は、変更出力の欄に前月からの増減出力を記入するとともに、出力変更の要因の欄に新設、増設、廃止等を明記すること。
  - 3 < >内には、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた取引により送電した電力量を再掲すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表第 5(第 20 条関係)

日常巡視点検測定記録									
(日常の巡視点検手入及び測定用)									
(1) 日常巡視点検手入記録									
年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %									
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容と記事				
(注) 作業原因は、突発的軽故障、事前の事故防止等をいう。									
(2) 受電設備測定記録									
年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %									
	受電盤				盤		盤		温度
	電圧 (KV)	電流 (A)	電力 (KW)	電力量 (KWh)	電流 (A)	電力 (KW)	電流 (A)	電力 (KW)	
備考									
(注) 備考欄には、しや断器の開閉、主要機器の温度等日常の運用に関する記事を記載する。									

別表第 6(第 20 条関係)

電気事故報告書(詳報)

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

件 名						
事故発生の日時				天 候		
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物				使用電圧		
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした影響						
供給支障電力及び供給支障時間				発電支障電力及び発電支障時間		
復旧の日時				復旧に資する費用		
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏名	性別	年令	作業経験年数	被害の内容
自家用電気工作物の概要	業種			発電電力		発電電圧
				発電電圧		受電電圧

別表第7(第20条関係)

主要電気機器の保守記録

機 器 名	製 造 者	型 式	製 造 年 月	定 格 容 量	保 修 記 録			

(注) 1 主要機器とは、変圧器、しゃ断器、変成器、配電盤等をいう。

2 保守記録欄は、事故に対する事前及び事後措置(例○年○月○日変圧器油の取替、○年○月○日しゃ断器のブッシング取替等)

別表第8(第22条関係)

需要設備の構内

湯島地区(東京都文京区湯島1—5—45)

